

神社をめぐる住民感情と官僚的合理主義

森岡 清美

序

神社は地域住民の協同生活から生み出され、地域での生産と生活を守護する鎮守として奉斎されてきた。そこで大小の神社は地域の社会的統合の象徴とみるべき面があり、神社のあるところ一定の地域を覆って何らかの社会的統合が成立しているものと予想できた。ここにいう地域とは、一つの集落あるいは一定範囲の互いに隣接した集落群をさしている。

神社はこのように地域集団の神聖な施設であるばかりでなく、国家神道の末端施設として行政の対

象となり、明治維新期から第二次大戦中に至るまで国家権力の手でその制度を改変修正せしめられてきた。神社は地域集団の守護神を祀る施設であるから、共同でこれを維持する地域住民の生活感情がしみついているのだが、国家権力による制度的改変修正の事業はこの住民感情を多く顧みることなしに実施されたといつて差支えない。

国家神道は、天皇の主権者としての政治的地位と現人神としての宗教的権威を神話によって根拠づける、民衆支配と国民統合のイデオロギーであった。このような政治的任務をもつ国家神道の教化と儀式の場は始め神社に求められたが、神職が質と数の両面においてその任に耐えないところから、教育勸語の発布を契機として教化面は小学校を中心とする公立学校（のちには私立学校も）に移され、神社の方は主に国家神道の儀式面を担当し、また儀式に関連して教化の要をおさえる任務に集約された。この方向で神社制度に加えられた改変修正は、政治目的への民衆エネルギーの一元的な動員を意図するものであつて、一つの合理化過程ではある。そして合理化過程を近代化とよぶなら、近代を通しての神社制度の改変修正は近代化といふことができよう。しかし、この改変修正は政教分離を促進するものでなく、見せかけの政教分離を前提としつつ、実質的な政教癒着を極限までおし進める非近代的なものであつたことは看過できない。神社制度の改変修正は日本の近代を通して見られた一定方向への累積的な変化であるが、これを近代化と見るか見ないかは、近代化の規定の仕方による。ここでは「近代化」の規定よりは、「日本の近代を通して見られた一定方向への累積的な変化」に関心がある

ので、近代化であるかどうかという議論にはこだわることなく、本題に入ってゆきたい。

地域住民の協同生活の結晶ともいうべき神社を、地域とは比較的縁の薄い官設もしくは官營の神社と区別して集落神社と呼ぶ。近代の社格でいえば、府県社以下無格社に至る大小各種の神社——これを官国幣社(官社)に対して民社という——と外延的に重複するところが多い。ところで、神社制度の改修は国家神道の確立と徹底を前提した上での官僚的合理主義に支えられている。この官僚的合理主義は範例を外国の宗教制度に求めることも辞さなかった。そこで、神社を齋き祀る地域住民の生活感情からの遊離はもちろん、それへの背反さえ潜在的顯在的に存した。住民生活と密着した集落神社において、この傾向はとくに著しかった。

住民感情と官僚的合理主義の背反は、単なる制度いじりともいえる段階ではまだ必ずしも現出しな
い。集落神社をも対象とする改修の第一歩は明治元年の神仏判然令に遡り、第二歩は明治四年の郷社
定則であるが、後者は制度いじりの一例である。この神社制度の改修と地方行政の末端機構の改編と
が時期的に合致してくるので、年表の形で整理するとつぎのとおりとなる。

明四・五・二二〔旧四・四〕戸籍法を定める(戸籍編成の行政区画として区を設置、戸長副戸長をおく)。

明五・二・一施行。

明四・七・一〔旧五・一四〕神社はすべて国家の宗祀であることを宣し、神官の世襲を廃する。

また、神社の社格および神官職制を定める。

明四・八・一九〔旧七・四〕郷社定則を定める。また、大小神社氏子取調規則を定める。

末尾の大小神社氏子取調規則とは、新生児ある場合にはその由を戸長に届け、必ず神社に参拝させ、その神社の守札を受けて所持させること、老幼を問わず名札を戸長へ達し、戸長よりこれを神社に達して守札を受けること、死者ある場合には戸長に届け、死者所持の守札を戸長から神官へ戻すこと、六年目ごとの戸籍改めのせつ、守札を出して戸長の検査を受けること等を主要内容とするもので、戸長・戸籍改めの語で判然するように、三ヵ月以前に発布された戸籍法と一環をなす規則である。この規則は、宗門人別改め制度に代って、戸籍編成事務を宗教の面から補完ないし補強すると共に、神道の国教的地位を浸透させようとするものであった。同日付で発せられた郷社定則は、戸籍一区に郷社一社を定額とすることを定めている。郷社とは一月前に公布された社格の最下等に現われる郷邑産土神のことである。ほぼ戸籍一区に合する氏子場をもつものは「自然ノ郷社」であるが、戸籍一区に何社もある場合——これが常態であった——には、その中で式内かあるいは従前の社格があるか、または自然信仰の帰するところなど、すべて首位となるべき社を郷社とし、他の諸社は郷社の附属として村社と呼び、村社の氏子はもとのままで郷社に付することを、郷社定則は定めた。つまり、戸籍事務を補完補強する機能を新たに負わされた神社は、典型的には、各戸籍区ごとに郷社を頂点とする郷社のシステムの中で整頓されることになったのである。⁽¹⁾もちろん官社または府藩県社で右の郷社を兼ねる場合もありうるとされた。また戸籍区に対応する公的機関（国家の宗祀）としての神社は、一

人一家の私有にすべきものではない故に、世襲神官社家の世襲権が否認されたのである。

この明治四年の改革は一戸籍区対一郷社、戸籍事務対氏子守札という形で行政と神社制度を単位地区ごとに結合しようとするものであった。しかしこの政策を推進した神祇官は郷社定則が發布された一月ほど後に格下げされて神祇省となり、神道国教化政策にストップがかけられた。加えて、守札発行事務によって戸長側が蒙る負担と神社側の手不足のため、守札制度はあまり実施されることもないままで、氏子取調規則發布後二年を経過しないうちに停止され、そのまま廃止に至ったのである。郷社・村社の社格は個々の神社について定められたが、村社を郷社の付属となすという新しい制度の实质は、守札制度の立ち消えによって失われた。もしこの新しい制度が布告の文面どおり実施されていたら、郷社・村社の認定には小さからぬ混乱が伴ったかもしれない。しかし統属関係のない単なる格づけにすぎなかったので、ほとんど混乱は生じなかったといえよう。もとより単なる制度の改正ではなく、人々の生活にも影響を及ぼしうる改革であったけれども、その実施が途中で放棄されたため、結局制度いじりのレベルを出ること遠からず、住民感情を刺激してその反撥を招くところまではいかなかったのである。

神社は住民の生活から産み出された施設であるから、行政単位ごとに中心的な神社を一事社、というわけにはいかない。一行政単位一神社の理念は、その後長く忘れ去られたかの観があった。しかし大区小区制・郡区町村編成法の試行錯誤をへて、維新以来の地方行政の経験が市制町村制に結晶し、

明治二十二年にその実施をみたのち、市町村の内容充実を目標として、三十年代末年に至って一市町村一神社の理念が神社施設整備の要請と相結んで再び登場したのである。国家神道教化の場とされた公立小学校の学区は、市町村の区域と一致するよう、教育費調達の便宜もあって早くから改編が完成していた。したがって、国家神道の儀礼の場である神社の氏子区域を市町村の範域と一致させることは、早晚日程に上されるはずであったともいえる。

この明治末期に全国を覆った集落神社合祀の分析は、すでに二度にわたってこれを試みたのでここでは再説しない。²⁾ 神社の由緒、実は住民感情を尊重して合祀を強行しなかつた京都府などの例もあるが、三重県・和歌山県などは一町村一社を目標として合祀を強行し、住民感情と激しい摩擦を生じた。そのような地方では昭和初年頃までに被合祀社を復旧する例が少なからず、住民感情とは単なる感情ではなく、生活に支えられた念慮であることを示した。

神社合祀といっても実は廃合であった。地域の協同生活の機能的一環をなす神社の廃絶には多くの抵抗が展開されたことはもちろんであるが、すでに存在する未公認神祠に公認を獲得し、公認神社の特権を確保しようとする時、もしこれが官僚の合理主義によって阻まれたならば、同様に住民の側から抵抗が提起されよう。ただ、前者の廃合に対する抵抗がしきりに伝えられるのに対して、後者の創建にかかわる抵抗はその例証に乏しいことは確かである。しかし、私はたまたま秋田県下において明治天皇遙拝殿創建をめぐるこの種の事例に接した。もちろん特殊な条件下で発生した特異な事件とい

うべきであろうが、本稿の主題とするところを事例的に明らかにするばかりでなく、権力の意図する国家神道の民間への下降浸透に光を投げる事件としても興味をそそられた。その事件とは、大正二年八月十五日付の報知新聞が「赤子の至誠を奈何」と題する四段抜きの記事を掲げて、秋田県知事泰豊助が仙北郡峰吉川村に創建された明治天皇遙拝殿の封鎖を命じ、村民の礼拝を禁じたことを報じたことにより表沙汰となった一件である。この事件の分析に入るに先立って、明治天皇を祀る神社の創建についてその背景を述べておかなければならない。

一、明治神宮創建の背景

近代の国家権力は一方では集落神社の統廃合を可能な限り推進し、他方では集落神社の創設にきびしい棒を課すると共に、きわめて社格の高い少数の有力神社を創建した。この両面施策は、天皇崇拜に収斂していく国家神道の施設としてふさわしくないものを廃し、国家神道の教義を代表する施設を造営することを狙いとした。こうして地域住民の生活とは縁のない非集落神社が創建されていったのである。

村上重良氏は国家権力による創建神社を四系統に分け、(一)近代天皇制国家のための戦没者を祀る神社(靖国神社等)、(二)南北朝時代の南朝方「忠臣」を祀る神社(湊川神社等)、(三)天皇・皇族を祀る神社

(樞原神宮等)、(四)植民地・占領地に創建された神社(朝鮮神宮等)とし、(三)の代表である明治神宮はまた天皇制下の全創建神社を代表する巨大な神社であり、近代天皇制の宗教的モニュメントであるとしている。⁽³⁾

明治四十五年七月三十日明治天皇が没するや、たちまち天皇を祀る神宮の創建が澎湃たる世論となつた。翌大正二年二、三月には貴衆兩院において明治神宮の創建が決議され、同年十二月勅令で内務大臣を会長とする神社奉祀調査会が設置されて、神宮の名称・祭神名・鎮座地等詳細にわたって調査することとなつた。翌年四月昭憲皇太后が没したので、新宮の神社への合祀が内定した。こうして大正四年五月、明治神宮を東京代々木に創立し、官幣大社に列する旨内務省から告示され、伏見宮貞愛親王を総裁とし、内務省神社局長を局長とする明治神宮造営局によって造営が開始された。二十二万坪になんなんとする広大な鎮座地に対して、まず内苑の造成が行なわれ、五百二十二万円の国費と六年の歳月をかけて完成し、大正九年十一月一日に鎮座祭が行なわれた。献木は全国から九万五千本を数え、全国の青年団員延べ一万一千余人が奉仕した。内苑につづいて行なわれた十五万五千坪の外苑の造成に対する国民の献金は、実に六百万円余に達した。⁽⁴⁾明治天皇への国民の思慕を吸い上げての一大カンパニアとしてこの造営事業が展開されたのであって、政府は国民感情に巧みに乗り、この巨大なエネルギーを操縦しながら世紀の事業を完成させた。そればかりでなく、東京府、東京市、東京商工会議所、明治神宮奉賛会の四団体を神宮の維持運営に当らせたことは、明治神宮に大東京の巨大な

鎮守ともいふべき性格を与えた。つまり官設創建神社の集落神社化さえ図られたといえよう。

ここでは住民感情、国民感情と官僚統制は背反の關係に立つところか、互いに強めあう相補的關係にあった。これらと背反關係に立ったのはエホバ以外の神を拜することを偶像崇拜として斥けるキリスト教徒であった。彼らは、神宮奉祀は宗教と混同されやすく、したがって信教自由の原則との衝突を回避することは困難であること、神宮奉祀はいずれかといえば靜止的な事業であるから、むしろ積極的活動の事業で聖徳を永遠に伝えるようにしたいこと、また、帝國議會の一部に銅像を奉安し、あるいはロンドンのウェストミンスター・ハブーのような高い建造物を建てるのも一法であること、など主張したが、積極的な創建反対運動を展開できる思想的クライマックスではなかつた。⁽⁵⁾ 神道側のイデオログ河野省三は、神社の儀式が宗教的である故に信教自由の立場から神宮奉建を不可とする議論に対して、神社の儀式は国家が国礼として制定したものであること、これが宗教的であるからとて不信者のあるのを予想するのは伊勢神宮に対する崇敬を拒否するための理由を求めるに等しいこと、明治天皇は敬神の念きわめて深く神社をあつく尊崇されたことを指摘し、いわば殺し文句で議論を封殺している。また一大記念館（もしくは記念塔）を建てるのもよい方法だが、それをもって神宮に代えようというのは断じて不可であり、銅像説も他日これを為すのはよいとして、今神宮奉建に代える説なら無思慮も甚しいと論難する。そして「敬神崇祖の御徳高かりし先帝を慕ふ所の日本帝國の臣民が、神國特有の神聖なる建築をもつて、英靈を鎮祭し奉るの外、また何ぞ必ずしも、其方法に迷ふの愚を

なさむや」と結んでゐる。(6)キリスト教信徒の批判はこうした反論で一蹴されたのである。

国家権力は明治天皇追慕の国民感情を明治神宮に結集させる一方、集落神社統合の政策を踏襲して、明治天皇を奉斎するためあれ内地での神社創建を許さなかつた。外地では創建に対する制限は比較的緩やかであつた。それでも明治天皇(あるいは照憲皇太后を配祀)だけを祭神とする神社はなく、天照大神等に配祀して奉斎されたにとどまる。そうした主な神社は、大連の沙河口神社(大三一・一〇)、括弧内は創建もしくは列格年月、以下同じ)、全州の全州神社(大五・九)、樺太恵須取の恵須取神社(大六・一一)、京城の朝鮮神宮(大八・七)、春川の江原神社(大八・七)、樺太豊原の豊原神社(大一一・一)などである。鎮座地の関東州、樺太、朝鮮はいずれも明治末期に天皇制下の経営のなかに包摂されたので、そのことを記念するためにこれらの神社では明治天皇が配祀されているのである。外地での神社創建は在留日本人を鼓舞激励し、日本人の社会的統合の象徴となつた。しかしそれから阻外され、かつ宗教的伝統を異にする現地住民のいかに強い反撥を招いたかは、外地神社が昭和二十年の敗戦後どのように処理されたかを見ればわかる。

さて本稿で分析しようとするのは、内地における、明治天皇遙拝殿と称し実は明治天皇御物を神体とする、神社の創建問題である。これが政府の神社政策からして許可される見込みの乏しい企てであつたにかかわらず、国民の澎湃たる世論を背に貴衆兩院において明治神宮の創建が決議された時代の思想的クライマートのゆえに、明治天皇を追慕する「赤子の至誠」として遙拝殿建設が世論の支持を

うけた。公認神社を創建したいという単なる住民感情ではなく、それを中核としつつ国民的展望をもった感情、いふなれば国民感情で武装した住民感情、あるいは住民感情を耐久エネルギー源とする国民感情が、遙拝殿建設を認めない官僚的合理主義と衝突し、世間の耳目を聳やかす事件となって展開したのである。

二、明治天皇遙拝殿問題

(一) 事件の発端

問題の村、秋田県仙北郡峰吉川村は、明治三十三年に刈和野村から分村独立した村であって、村内に一社も公認の神社がなかった。由来、秋田県は東北六県のなかでは公認神社の多い県で、そのため明治四十年代の神社合祀にさいして三千五百余社という多数の神社が減却された。合祀事業がほぼ終わった大正二年末で、仙北郡下一町村平均神社数九・四社、一部落平均神社数二・二というのに、なかには峰吉川村のように全く神社のない村も稀に存したのである。分村運動の指導者であり、かつ分村以来無報酬で村長を勤めてきた進藤繁吉はこれを遺憾としていた。かつて明治十四年九月、東北巡幸のみぎり、明治天皇は本村の地区を北から東へと通過し（村内に御野立所、御召換所など記念の地点が三つもある）、当時十四歳の進藤は、一世一代の感激をもって行幸を迎える村人のなかにあったことと思

られる。折しもこの峰吉川村と因縁のある天皇が没した。このさい、県下ニカ所に天皇の生前からあった遙拝殿の例が思い合わされたことであろう。そこで先帝追慕のために、大正元年から二年にかけて、自邸の西裏手に接続する所有山林三万余坪のうち雄物川を見下す山頂附近を自費で開き、これに庭園的技巧を加えて大正記念公園と命名し、その奥にあたる頂上の樹木鬱蒼として神さびた地点に、檜の香りも新たな白木造り二間四方の明治天皇遙拝殿を、大鳥居と併せて工費二千元を投じて創建、二年六月上旬に竣成した。名は遙拝殿であるけれども、その実、明治天皇を奉祀し、永久に峰吉川村の鎮守、自治体の精神的中心として斎き祀りたい念願であったとみられる。

ところで、問題の遙拝殿設立者、模範村長とうたわれた進藤繁吉とはどのような人であったか。現地調査によれば、進藤は田畑三十五町歩・宅地一千二百坪・山林原野約六百町歩を所有する素封家であり、日露戦争には軍資金として千円を献納（村内次位は一五円）している。二十五歳の時以來いく度か県会議員にも選ばれ、分村運動にからんで知事不信任運動を展開したこともある。党籍はないが国民党に近い有力者として知られ、時に四十六歳の働き盛りであった。はじめて遙拝殿問題を報じた大正二年八月十五日付の報知新聞には、「村内一の旧家にして資産名望共に隆く、二十有余年前推されて村長となり、わずか二百戸の僻村に過ぎざれど、村治と教育に熱誠を捧げ、かねて住民の租税を軽減せんが為、私費を以て植林を試み、これを奉て村基本及学校基本財産として献じ、県下に模範村の称を得て、進藤氏幾度か表彰せらるるの光栄を帯べり。更に前年の改元に際し、従来の基本財産利子

をもて五十年計画大正記念の造林に着手せるのみならず……」と紹介され、また百十町歩に及ぶ耕地整理を大正元年までに完工させるなど、模範村長の名に恥じない治績を挙げていたのである。

たまたま当時の仙北郡長は、秋田県保安課長から河辺郡長・山本郡長などを歴任し、重厚の質と外交的手腕と相俟って評判の高かった小林定修であった。進藤は小林にはかり、明治天皇遙拝式を大正二年六月二十四・五両日にわたって挙行することにきめた。一方小林は進藤の企てに協賛の意を表するため、時の内務省衛生局長杉山四五郎(8)が秋田県書記官であった当時さる侍徒から分贈を受け、当時河辺郡長の職にあった小林がさらにその分贈をえて宝蔵していた明治天皇御衣の真綿を、このたび分贈して遙拝殿に奉安せしめ、遙拝式当日は自ら臨場して式辞を読んだのである。式辞によれば、進藤は御衣の真綿の分贈を受けて喜び、またかつて杉山局長の秋田県在任当時これと交際があったゆえをもって因縁浅からざるを感じ、拝戴捧持して神体となし、本日を卜して恭しくその鎮座式を執行した、という。また、かねて進藤の私祭に属していた神明社・竹生島神社・天満宮の三社をこのさい遙拝殿に合祀した、ともここに明言されていた。そしてこの遙拝式すなわち鎮座式には、学校の職員生徒はもちろん衆庶の参拝をも許したという。許したという形で恐らくその参拝を指示したのである。

これがそもそも発端となって進藤村長と秦秋田県知事との応酬が始まり、知事派たる政友会と非政友(国民党・同志会)との政争がこれにからみ、また知事派の秋田時事と反対派の秋田毎日・秋田魁との論戦となって連日紙面を埋め、かくて秋田全県をゆさぶる大事件となった。事件の発端であるため

には、遙拝殿創建とその鎮座式挙行には何らかの違法性がなければならぬ。しかし、違法であつただけでは秋田全県を沸騰させるほどの大事件に展開するはずはない。したがって、違法性と併せて世論の共感を喚起しうるだけの正当性が存したはずである。では、この遙拝殿にかかわる違法性とは何か、また正当性とは何か。

まず、遙拝殿というが、遙拝殿なら神体は不要である。不要な神体の鎮座式というのは意味をなさない。しかし小林郡長の式辞にあるように、進藤が御衣の真綿を神体としてその鎮座式を執行したことは、疑いぬ事実としなければならぬ。そうなると進藤の冀望は、「明治天皇遙拝殿を建て以て聖徳を仰望するのみならず永く鎮守の守と為し村民をして敬神の念を継紹せしめんとす」(郡長式辞)るところにあつたといえよう。つまり、一村の精神的中心たる神社の創立こそ、その念願であつたとみなしうるのである。これには、明治天皇下賜の御物および劔と鏡を神体として天照大神と明治天皇を祀つた福井市の県社羽神社境内末社神宝神社(みたから)(由利公正創建)⁽⁹⁾の例が参考にされたのかもしれない。しかるに、神社の創立はきびしく規制されていた。明治十九年の内務省訓令第三九七号は、移民地および特別の縁故あるものを除き、社寺および仏堂ならびに建物ある遙拝所は創立再興復旧してはならないと規定する。これをうけた大正二年の総合的な神社法(大正二・四、内務省令第六号)は、祭神の事蹟顯著にして土地の情況または縁故など特別の事由があるのでなければ神社を創立できないとし(第三十一条、特別の事由あつて神社を創立しようとするときは、氏子または崇敬者となるべき者五十人以

上の連署をもって、創立の事由を具し、かつ祭神および神社名、由緒、社殿、鎮座地および境内地、建造費およびその処分方法、維持方法に関する調書を添えて、地方長官を経由し内務大臣の許可を受けることを命じている（第三二条）。だが、進藤の遙拝殿は神社創立に必要な手続きを全く踏んでいなかった。

それでは、神社の創立ではなく、称するとおりの遙拝殿の創建であるとすればどうか。右の神社法は、神社創立に関する条項は建物ある遙拝所の建設にこれを準用すると規定している（第三四条）から、遙拝殿であるにせよ、何らの手続きもなしに創立類似の行為をすることは、やはり違法なのであった。

この創立許可申請書を県知事に進達するには、当然郡長を経由しなければならぬ。そのさい郡長は合法的に遙拝所が創建されるよう指導監督すべき立場にあるはずである。しかるに小林郡長は、こともあるうに違法な創立類似行為を補助的な激励するがごとき行動をとったのであった。

つぎに三社の合祀にも問題がある。遙拝所への合祀ということは意味をなさない。遙拝殿を神社と見たてた場合、非公認社への合祀となるが、これも神社法令上意味をなさぬ。それに被合祀社は神社明細帳脱漏の私祭神祠であるから、正式の合祀にはならない。正式の合祀とは、件の遙拝殿に対して神社としての公許を確保し、また被合祀予定の三社も公認をえて明細帳に登録され、そして合祀の許可をえた時、はじめて可能になるものである。したがって三社の合祀は、違法というよりは、違法・

合法のレベルで問題にしうる以前の、初歩的な誤りである。

つぎに、創立祭そして合祀祭は資格のある神職の司式によって行なわれたかどうか。この点是不詳であるけれども、『全国神職会々報』(一七九号、大二・九)の記事は恐らく神職は立ち合わなかったものと想像している。これが事実であるとすれば違法たるをまぬかれない。しかしそもそも式典が違法であるからには、執行様式が適法であったかどうかは問題にもならないであろう。

最後に、鎮座式にさいし、小学校の職員生徒を参拝させ、衆庶の参拝を許したのも問題である。なぜなら、本件遙拝殿のごとき自祭神祠への衆人の参拝は、明治九年教部省達第三八号により、さしとめねばならなかったからである。学校生徒児童の引率参拝のごときは、公認社、それもふつうは神饌幣帛料供進指定社において認められるところのものであり、非公認の自祭神祠に対しては嚴重にさしとめらるべき筋合のものであった。

このようにみる時、峰吉川村における遙拝殿創立の一件は、神社法に照らして全く違法といわなければならぬ。それでは、郡長ともあろう人が何故このような違法行為に荷担するハメになったのであろうか。理由の大部分は恐らく不注意であろうと思われる。では何故不注意が生じたかという点、秋田県では神社合祀が頗る多かつたけれども神社の創建は少なく、神社合祀も公認社の合祀であって脱漏神社が公認をへてする合祀は乏しかった。ことに小林郡長は不幸にしてそのような稀な例をこれまで全く経験したことはなく、また、遙拝殿建設の出願をとり扱ったこともなかったであろう。し

たがって、「諸神社分社又ハ遙拝所建設出願ノ節ハ向後必ス其本社ノ承諾書相副永統方法ヲモ相認差
出候儀ト可心得」との明治八年教部省布達第一号はもとより、事件の起きた年の四月に公布されたは
かりの新しい神社法の理解も全く甘かったためではないだろうか。そのように推測されるのである。

小林が不注意をおかしたもう一つの考えうる理由は、遙拝殿創建のもつ正当性であったと思われる。
その正当性はさきに指摘した違法性とは全く別の次元に属するものであった。具体的にいえば、報知
新聞の見出しにあるように、明治天皇遙拝殿の創建は、時代の澎湃たるクライマートのなかで先帝を
追慕する赤子の至誠の発露とみなされたことである。したがってそれは美挙であった。神社法に照ら
してどうであろうとも、それよりもより高い、もしくはより基本的な国民道德の次元において、遙拝
殿の創建は美挙であったのである。さればこそ小林郡長は、これに対して能う限り協賛の誠意を披瀝
しようとし、官吏としてはまことにケアレスなミスをおかしてしまった、と見ることができよう。

(二) 事件の展開

峰吉川村における遙拝殿創建の事実は、地元紙秋田毎日の報道によって六月三十日に至り県庁の知
るところとなった、という。県担当官は、遙拝殿であれ、神社であれ、創立には正規の手続きを経て
許可を受けなければならないのに、そのことなくして鎮座式や三社の合祀を行なつたとすればすべて
違法の行為であるとして、即日電話をもって、さらに後日文書をもって、仙北郡役所に事の真否を照

会し、監督官たる郡長が違法の式典に列席して式辭を奉読したこと等を不可とする態度を表明した。これは県として当然の処置ではあったが、遙拝殿の創立について県庁としても前々から全く知らなかったはずはあるまいに、今になって文句をつけるとは何事かという憤懣は、関係者の胸中を去來したことと想像される。しかし、県庁よりの照会を伝聞した進藤は、万一にも小林郡長に累が及ぶことを懸念してか、直ちに県庁に内務部長および教兵課長を訪問し、正規の手續きには欠ける点があるにせよ、敬神尊皇の誠意から出た行為であるから、何とかよろしく処置願いたい、と申し入れた。

ところで県知事は、まさに創立祭の挙行された六月二十五日、地方長官会議に出席のため秋田市を発ち、峰吉川山上に祭典の幟が翻えるのを車中から望見しつつ上京した。したがってこの事件の発生時には不在であったわけであり、小林郡長に対する県庁の詰問的照会も、知事不在の間の処置であったことがわかる。ともあれ知事は七月中旬に帰県した。これを確認した進藤は、知事に直接会って事情を説明し、知事の指示もえてこの問題を一挙に解決しようとして、七月十九日知事を官舎に訪問したところ。ところがまさにこの会見によって両者の感情的反撥が決定的な形をとり、知事の内務官僚としての生命をも脅かす大事件に展開することになるのである。

さて、峰吉川村村長進藤繁吉の訪問を官舎に迎えた知事秦豊助は、明治二十九年東京帝国大学法科大学政治学科を卒業し、明治四十五年三月長崎県事務官より昇進して最初の知事の任地を秋田県に命ぜられた、四十一歳になるかならぬかの少壮内務官僚であった。時の内務大臣原敬が政友会の指導的

人物であった関係もあり、政友会に近い政治的立場をとっていた。県下では「平生政友会に偏倚し非政友を憎悪すること甚し」とみる者もあった（八月二四日付秋田魁）。そこへ、違法な遙拝殿創立式典の責任者で、かつ非政友の土地の有力者、しかも県の植林方針に関して知事と衝突したことのある進藤繁吉が、問題解決のため官舎を訪ねて刺を通じたのである。両者の間、すでに潜在的な緊張の糸がピリリと張られていたとみて誤りではないだろう。

進藤の来意に対して、病気のため知事はお会いできないとのことですが、という返事がはね返ってきた。面会謝絶、体よく玄関払いを食ったわけである。進藤はやむなく秋田毎日新聞社を訪ねて小憩した。ところが見よ、病気休養中であるはずの知事が官舎を出て登庁するではないか。憤りを発した進藤は知事のあとを追って県庁に駆けこみ、案内をも請わずに扉を排して知事室に現われた。そして開口一番、「御病氣早速御快癒重畳に存ずる」と言つてのけた。このような不快と反感がむき出しになった場面で、遙拝殿問題の交渉が始まった以上は、円満な妥結に達することは望むべくもなかった。果たして知事は、下僚の判断を妥当として、遙拝殿を創立する場合には、神社法によりあくまでも公認の手続きをふまなければならないと指示し、いやしくも公認なき以上は自祭神祠であるから必ず衆庶の参拝をさしとめねばならぬ、明治天皇の御一年祭も迫っているが（七月三十日）、公許なきものに対して学校児童を参拝させるなどもつてのほかである、進藤の遙拝殿は私邸内の神祠ではないから、衆庶を近づけさせないため公認までの間柵をもって閉鎖せよ、と敕命するに至ったのである。これに

対して進藤は、たとえ社殿の周囲に柵を繞らすとも、明治天皇を慕い奉る県民の心には柵を結ぶことができない、といい返して席を立った。結柵の方は実行しなかったが、彼は七月二十八日頃、神社法により五十人以上の崇敬者の連署をもって遙拝殿設立願書を郡役所に提出して、事態の解決と素志の達成をはかった。

進藤が憤激したのは門前払いの一件であるが、それはともかくとして、他にいくつも憤慨する理由があった。また、県民がこの件について進藤に同情して知事を非難するいくつかの理由があったのである。報知新聞や中立の国民新聞秋田版によれば、それはまず第一に、神社を律する条文を杓子定規に遙拝殿にあてはめて、あるいは創立手続きの勵行を命じ、あるいは自祭神祠に公衆をして参拝せしむるをえずと断定したことである。しかし、これは知事側の指示こそ適法というべきであった。ただ、明治天皇生前に奉建されたと考えられる平鹿郡浅舞町の今上天皇遙拝殿、秋田市の渡辺広晋奉建の明治天皇遙拝殿が何ら法規を適用せられることなく保存され、前者のごときは歴代知事もこれに参拝している事実があつて、天皇遙拝殿は神社法を超越した存在との印象を与えているところに、理解を食ひ違わせる問題点があつた。これらの「生祠」¹⁰はおそらく集落神社の統廃合が問題になる前に創立されてその実績を積んでいたのに対し、進藤の遙拝殿は合祀事業がやっと成就した頃創建されようとした。この時間のズレが取扱いの差を生んだのであろう。しかし、そうだとしても進藤とその支持者がよく納得できるところではなかつたといつてよい。

第二に、権柄づくで神殿の閉鎖を命じて村民の参拝を阻止し、折角誠意に出た「美拳」を蹂躪したことである。ここでは、法律に依拠した官僚的な言動が誠意に出た「美拳」と対峙せしめられて憤激を買っている。憤激の理由としてはきわめて強力なものであるが、法律と美拳とは次元を異にしている。そうした二つの主張を対決させても決着がつかうはずはない。むしろ、法律を楯にした遙拝殿閉鎖の知事の敎命が適法かどうか争われなければならないであろう。この点は当時の反知事派の新聞においても追及されていないが、私見では、衆庶の参拝を阻止するため柵を結べとの命令は、明治九年教部省達第三八号の拡大解釈であり、適法性を著しく欠く行政措置であった。第三八号は「人民私邸内等ニ自祭スル神祠仏堂……自今総テ参拝可差停」と令するにとどまり、私邸外の神祠には柵を結んで衆庶の参拝を阻止せよとの含意を汲みとるのは無理であるからである。しかしそれが憤激の理由になっていないのは、反知事派の神社法令に対する不案内に由るものであるが、また秋田市青年会委員の質問に対して知事は、公式に命令したのではなく、神社法の原則により語りたるものにすぎずと釈明した（八月十九日付国民新聞）ためでもあろう、と思われる。

第三には、小林郡長に対する県当局のきびしい叱責であり、罷免、少なくとも左遷は必至かと見られたことである。叱責の一つは違法の式典に臨席して式辞を読んだことに対してであるが、過般知事自ら仙北郡田沢湖畔の非公認社御座石神社の祭典に列したのが違法でないとすれば、とくに小林郡長の方も譴責に値しないはずだと考えられ、片手落の処置として憤激を招いたのである。叱責の二は御

衣の真綿を神体として奉安せしめたことに対してであったが、この真綿について、陛下の御召物も一度不用になれば親近の官吏に御下附になり、宮内官吏のごときは御下附の古物を頂戴して平素着用しているではないか、このようなものを御神体とするのは馬鹿気きったも程こそあれ、実に常識外といわざるをえぬ、と非難されたという。この非難が憤激の第四の理由であって、進藤をして憤激措く能わざらしめたのである。

先帝追慕もさることながら、私財を投じて遙拝殿を創建した進藤にとって、御衣の真綿奉安に対する合理主義的な非難はこたえた。かくて、陛下の御下附物に対し余りの不敬うち捨てがたしとて、八月上旬奮然上京し、かねて親交あり遙拝殿の鎮座式にも臨席した国民党前代議士近江谷栄次に相談した。近江谷は知事の処置を痛憤すると共に、むしろ先帝記念に適當な施設となし堂々参拝の途を講ずるに如くはなしとし、山本久頭の紹介をえて、多年明治天皇に近侍し、その縁故をもつて広島市小泉家および長野県小野村の明治天皇生祠建設にも関係のあった伯爵土方久元に進藤を会見せしめる機会をつくった。すなわち、八月八日進藤は土方を相州茅ヶ崎の別邸に訪問し、親しく遙拝殿建設の由來を語ったところ、土方は進藤の誠意に感じ、かつて明治二十年から前後十二年の長きにわたって宮内大臣在職中に拝受した御料ずみの天皇旗の転贈を約したのである。

錦旗を遙拝殿御神体として奉祀することを許された進藤は、泣いて土方の恩遇を拝謝した。そして東京は小石川林町の本邸への帰館を待ち受けて天皇旗を拝戴し、拝殿の扁額たらしむべき「明治天

皇遙拝所」の揮毫⁽¹⁾さえ土方から付与されて、八月十三日勇躍帰途についたのである。途中、上野駅を始め各駅・警察署の周到な厚意をうけて秋田県に入り、仙北郡役所所在地の大曲駅には郡長が出迎えて遙拝殿まで奉送した。しかるに最終下車駅である刈和野駅に到着した時、県庁では何ら奉迎の準備なきのみか、一人の巡査の護衛すらつけない有様であったから、進藤の憤慨はその極に達した。この事實は御紋章旗に対する不敬事件としてたちまち県下に報道されたのはいうまでもない。後日、県庁として何の敬意も表しなかった理由を聞かれた知事は、「進藤氏より御紋章旗を奉じて帰村する旨通知ありたるも個人よりの報知に止まり宮内省若くは内務省其の他の関係官庁よりの通牒に接せざる限り行政庁としては何等の行動を採る能はざるを遺憾とす」(八月十九日付国民新聞)と答えたが、県内務部長のごときは、「明治天皇旗などと称するも、先帝すでに御登遐の今日においては、唯一片の御物なりしというに止まれば、県庁として、何らこれに対する仕方のなきは怪しむに足らず」と揚言して憚らなかつたという。さらに「天皇旗は帝室に唯だ一旗あるのみとの解釈より冷々淡々として何等敬意を表する処なく『土方伯より峰吉川村遙拝殿に納めたる天皇旗は正しきものなりや否や』と照合したる迄」(八月十九日付国民新聞)というように、むしろ錦旗を偽物視したときえ報道されたのである。

(三) 波紋の全体的拡大

八月十五日付の報知新聞、およびこれにつづくいわゆる不敬事件の報道によって直ちに立ち上がっ

たのは、秋田市青年会であった。報知新聞（九月十日付）の紹介によれば、「この青年会は各種各階級の人々六十余名を網羅せる有力なる一団にして多く政党党派に関係なき実業家なれども中には国民党系の人々あり新政党（同志会）系の人々あり政友系の人々も無きに非ず同団体は問題の起る毎に主として一致の行動を執り秋田に於ける各種問題起る際は表面に立つても活動するのみならず一種の潜勢力あり」と目されていた。

同青年会は十六日幹事泉谷兵吉を峰吉川村に派遣して遙拝殿の建設者進藤繁吉に面会させ、会見の顛末を十七日夜開かれた臨時総会に報告させた。その結果、知事が遙拝殿の閉鎖を厳命したとすれば、赤子の信仰心を傷つけ延て皇室に対し不敬の至りであること、また錦旗に対する県庁の態度も頗る不真面目であつて不敬という外ないことを確認し、事実究明のため直接知事の回答を求めることとなつた。選出された会見委員三名は翌十八日昼前に県庁を訪問し、秋田毎日、秋田魁、秋田民報の記者の立会いを求めて、知事に六項目にわたる質問を發した。その回答の一つ一つを具体的に紹介する暇はないが、全体として穩当であり、ことに官僚的合理主義の立場からするなら、何ら手抜かりのない内容であつた。しかも第六項、遙拝殿に対する将来の処置方針について、「知事曰く進藤氏より別に何等の申出あらざる限り県庁としてはまだその方針を定むる時機に達せず尤も遙拝殿の如きは所謂陛下の赤子の至情に出でたるものなれば成るべく之を寛容し法律命令により拘子定規的に之を拘束するを欲せず」（八月十九日付国民新聞）と語っているのであるから、知事は法律を楯に無理押しするものにあ

らず、赤子の至情を十分に汲む用意のあることを社会的に表明したことになる。

他方、問題の一方の中心人物進藤は、右の記事が出た八月十九日の午後国民新聞秋田支局を訪れ、同紙の記事に対し感謝の意を表すると共に、はじめ県庁のとった態度は先帝を慕い奉る赤子の至情として忍ぶべからざるものがあつたので、遂に大いに決するところあり、断然上京して今回の挙に出た次第であるが、その後県庁側の態度も改まったようであるから、この上追及して累を知事に及ぼし、また世間を騒がすことは私情として何とも申訳ないので、あえて遙拝殿問題といわず、知事と自分とに関する記事は今後なるべく掲載しないよう切望する、と申し入れた。かくて、ここに両者の和解が成立し、この問題は新聞紙を五日間賑わせただけで解決するかにみえた。

しかるに秋田市青年会は、知事が態度を改めたにせよ不敬問題は依然残るとみてか、あくまで追及の手を緩めないことを十九日の夜確認し、二十日の幹事会では知事弾劾県民大会の開催を内定した。こうして事件は発端となった進藤の手を離れ、秋田市青年会の運動として拡大していくこととなる。ここに必然的に地方政党の派閥対立がからみついていく。政争に展開する可能性はもともと事件の発端から存した。県参事会員にして県下政友会の領袖たる刈和野町の池田亀治と進藤との、分村問題以来の対抗関係がこの事件の背景にあるとも、またもし池田が建てた遙拝殿なら県庁は始めから好意的にこれを指導しただろうとも、ささやかれたのである。

当時の秋田の地方紙のうち、秋田魁、秋田毎日是不敬、不謹慎、杓子定規、敬神尊皇の大義を、国

民道徳を、はた赤子の至情をいかんせん、などの文字を列ねて知事を激しく攻撃した。他方、秋田時事は過失は進藤と小林郡長とにあって県庁の注意はあくまで正当なりとした。さらに、遙拝所に御神体のあるべきはずなしといい、よしありとするも、御霊代を真綿からいわゆる天皇旗に軽々しく変換することこそ不敬不謹慎ではないかと詰問し、土方より贈られたるは果たして天皇旗なりやと聞きなおった。そして、天皇の所在を示すところの天皇旗は帝国に一有りて二有るべからざる神聖の標識であるからには、若しも△△伯にして天皇旗を秋田の一隅に蔵せんとする意図があるなら、それは△△の不測の禍心を包蔵するものと断ぜざるをえぬ、との激論を紹介し、偽称○旗を焼棄させざるべからずとの前代議士某の書簡と称するものを引用して、知事不敬事件の非難を破碎しようとした（九月五日付）。こうして、知事派、反対派入り乱れての乱戦となったのである。

秋田市青年会は、知事弾劾県民大会の実行方法を議するため、八月二十一日最後の幹事会を開いたところ、端なくも急進派と自重派とで意見の衝突を来たした。自重派は、知事は公然の手續きによって遙拝所閉鎖の命令を下したわけでなく、その上昨今態度穩健となり頗る懊悩の状あきらかであるから、ここで一息に追及することなく、知事自身が進んで該遙拝殿に参拝することにより事態を解決に導くよう、好意的忠言を試みることを主張する。他方、急進派は、知事の従来のやり方に徴すれば好意的忠言など殆ど無用であって、先帝追慕の至情を形式論でふみにじるような知事に対しては、県民大会を速かに開いて不信任案を決議すれば足りる、と論じて譲らない。しかし結局のところ折衷案が

出て、一応自重派の説によって知事に勧告し、きかれない場合には急進派の説を實行することになった(八月二十四日付国民新聞)。

勧告委員三名は、二十五日午後官舎に知事を訪問して、不偏不党を立場とする国民新聞秋田版の記者立合いのもとに、いわゆる好意的勧告をなした。しかるに、知事はこれに応じなかった。もし進藤の遙拝所に参拝すれば、将来各地に同様の遙拝所が増設された場合一々公務を廢して参拝せざるべからざるの煩を生ずるに至るべしといひ、「⁽¹²⁾ 辻兵方⁽¹²⁾にても遙拝所を新設すればこれにも参拝せざるべからずとすれば諸君は如何に思惟せらるるや」(八月二七日付秋田魁)というのが知事の拒否理由であったが、また、すでに県庁と進藤との間に誠意の交換がある以上は諸君の心を勞するに及ばずとの、より根本的な理由をも示した。これらの合理的な説明は委員およびその報告を受けた青年会総会を満足させるに足らず、かえって知事は種々の辞柄を設けて勧告を拒否し、会談は不得要領に終わったとの印象を残した。もはや問題は知事対進藤の問題でも、法律問題、手続問題でもなく、一県の風教・教育、県民の敬神尊皇の問題、要するに国民道德の問題であるから黙すべきではない。速かに県民大会を開き、県内の世論に問うて政府に陳情すべきである、ということに大多数をもって決定した。すでに前日の八月二十四日には土崎青年会が、

一、本県知事秦豊助氏の仙北郡峰吉川村明治天皇遙拝殿に関する云為は皇室に対し敬虔の念を欠きたるものと認む

一、本会は前項に基づき県下青年と相呼応して相当の処置に出づる事を決議し、秋田市青年会支持の態度を表明していた（八月二六日付国民新聞）。このほか広汎な世論の支持を確保しうる見通しが立っていたことと推測される。

秋田市青年会は県民大会の日どりを九月七日（日曜）午後と定め、「敢て忠愛至誠なる全県九十万の人士に檄告す」と題する檄を各郡青年会等に飛ばした。時に八月末日。以降、知事派、反知事派の暗躍引くがごとく、小林郡長による妥協懐柔工作もその間に飛びかい、また表立ってはそれぞれ系統の新聞によって言論の前哨戦を展開した。このとき、去る七月三十日に起こった一小事件が国民精神を紊ることの甚しい秦知事の処置の一例として報道された。つぎのような事件である。明治天皇一周年祭に当るこの日、秋田市所在の県公会堂を県民の遙拝式場にあてる旨、知事はあらかじめ指令を發したが、会堂の収容力に限りあり、また民衆の集合にやや不相応と思われる美しい建物であるためか、これを避けて市の一端に鎮座する明治天皇ゆかりの八坂神社の境内に人々雲集し、やがてこれが市民の遙拝式に展開した。しかるに遙拝式差止め命令が突如として知事から發せられ、公設の遙拝会場とは別途にこのような集會を開くのは取締上不都合である、とのことであつたという。九月四日付報知新聞は、取締りを名として遙拝の誠意をふみにじる措置としてこの事件を報じ、その間の事情にはふれることなく、直ちに「秦知事の措置や此処に至つて甚だしと云ふべし」と結論して県民に訴えた。守勢に立つた知事派の秋田時事は、政友系の弁護士三人の連名になる「遙拝殿問題」と題する論說

を掲げ、進藤と小林郡長の行動は始めよりその当を失し、知事側の行動は穩当親切にして不謹慎不敬など重大な悪名を負わしめる点はない、ただ進藤の感情的反撥が累を及ぼし、一派の知事排斥運動に利用されることになったまでだとし、皇室に關する問題を掩えて政治的に用いることに遺憾の意を表明した（九月六日付）。こうした理性的な反論のほかに、「秋田市青年会なるものは齡六十を超えても所謂青年と稱する小助川某を始めに市川、皆川、泉谷等の新政党の小走り連タツタ四名の魂胆」（九月六日付）だといった党略的誹謗を加えるのを躊躇しなかつた。他方、秋田市青年会へは各地から大会賛成の表明が多数寄せられた。けれども県当局が権力を濫用して大会を阻止せんとする噂が流れたので、各中央新聞記者環視のもとに所信を執行して事実を天下に明らかにすべく、東京の各新聞社に対して記者の特派を懇請すると共に、旧藩主佐竹侯爵家および在京代議士、前代議士、その他の有志に対して出席を要請したのである。知事派との対決のなかで、青年会の幹事でも政友系の者は離脱し、青年会は自ら非政友の色彩を強めたことはいうまでもない（九月五日付国民新聞）。

いよいよ九月七日がきた。政友（知事）派は午後の県民大会の前に大会妨害部隊の結集をめざして、同日午前九時、弁護士や秋田時事の記者を弁士とする「遙拝殿問題大演説会」を秋田座に開いた。弁士は、知事の行動は法令と学者の所説に適した善良の処置にして、ある一派の唱うるが如き不謹慎の行為は毫末もなし、新政党の一派と国民党一派が名を遙拝所問題に藉りて党争の具となし、知事を排斥せんとしたのは実に不謹慎のことなり、と論じたのは予想されたとおりであった。秋田時事は非常

の盛会といい、秋田魁は聴衆三十名ばかりと、大差のある報道をしている。事實は参会百数十名であつたらしい。

他方、県民大会は市内凱旋座において午後一時から開催される予定であつた。各地の青年会代表者や会員その他の来市が前日より踵を接し、当日は十一時頃から傍聴者が陸續として会場に詰めかけ、十二時半頃にはすでに立錐の余地なき有様となつた。政友派は選挙等にさいし手足として使っている理髪業者を始め、能代、森岳、土崎、大曲その他より駆け集めた約百名の無頼漢を秋田座から引きつけてドヤドヤと入場し、演壇の周囲および場内各所に配置して開会を待った。

定刻、市青年会を代表して皆川哲雄壇上に立ち、開会の辞を述べんとするや、演壇の前に配置された秋田時事記者大淵某の一隊はこれを罵倒し始め、暴漢隊はこれに唱和して訳もなく騒ぎたてた。突如、正面の聴衆中より秋田時事主幹で政友派の秋田市議である永井喜久治が現われるとみる間に壇上に駆け上がり、議長の推薦を皆川に迫つた。大淵ほかの暴漢もバラバラと駆け上がつて、壇上はたちまちこれら暴漢に占拠されてしまった。

警察では多数の正服巡查を派出したほかに、数十名の角袖巡查を会場内外に配置して、万全の備えをなしていた。壇上の一方には秋田警察上山署長以下警部・巡査部長なども陣どつていたが、この暴状を制止せず、警察の取締り下に無警察状態が現出した。

そのうち、宗方文三を議長に推薦するとの声があがると、たちまち暴漢らはこれに唱和し、弁護士

宗方は演壇に立ってかねて永井の所持せる決議文——決議、本会は遙拝殿問題に関する秦知事の措置を至当なりと認む、大正二年九月七日、秋田県民大会——を一息に朗読した。時や遅し、上山署長は公安に害ありと認め解散を命ず、と宣告したのである。開会よりこの間わずか五分、市青年会のなしたことは「遙拝殿問題顛末報告書」の配布だけであった。

解散となると、暴漢はテーブルを覆えし、花瓶を投げつけるなど暴行を重ねるも、夥しい数の巡査はただ傍観するのみ。千余の一般聴衆は解散の宣告にもかかわらず帰らず、何故解散したのかと署長に食ってかかる声さえ諸方から起こる始末であった。署長は「職権をもって解散を命じた上は、退散せずば保安警察法を以て処罰するぞ」と叫ぶ。こうして、政友派の暴力と警察の弾圧の挾撃を受けて、県民大会は敢なく潰えたのである。

県民大会解散と共に、各地青年会幹部および会員約百五十名は期せずして大会事務所の富貴見楼へ集まった。そして各都市青年会より二名ずつの委員を選任し、左の決議をなした。

一、本会は本県知事秦豊助君が県下降吉川村進藤繁吉君奉建の明治大帝遙拝殿に対する言動不謹慎にして敬神尊皇の誠心に背戾するものと認む

一、本件の顛末は委員を上京せしめ当局上司に陳情せしむ可し

右決議す

以上

大正二年九月七日

県民大会

ついで、午後二時半より同楼大広間にて學術講演会を開いた。遙拝殿問題に関する進藤の詳細な説明のあと、来秋の福本日南が演壇に現われてまさに演説を始めんとするや、かねて臨席の警官は、治安を害するの虞れあるを以て解散を命ぜると宣告した。福本は自分は學術講演をしようとしている。もし話が政治の問題に及んだ時は演説の中止を命じ解散を宣告するもやむをえぬが、演説に先だつて解散を命ずるのは不当であると抗弁した。主催者たる青年会幹事もその非を詰責したが、警官は頑として聞かない。止むなく學術講演会はひとまず解散することとし、改めて楼上にて茶話会を開くこととなったが、これまた三度解散を命ぜられるという、執拗な弾圧を蒙ったのである（九月十日付国民新聞）。警察の圧迫はすでに大会の前日あたりから加えられていた。能代その他においては、青年会幹事に一人ずつ角袖巡查を尾行させて自由な行動を制約し、また平鹿郡増田町の警察では論客の青年会員佐藤某を召喚抑留して、県民大会に出席することの不利を説き立てるなど、全県的な規模で大会弾圧の手筈がくまれていたのである。

(四) 政府への陳情と事件の結末

県民大会の決議により、秋田市、県南、県北の三方面より一名ずつ選出された三名の上京委員は、まず九月十四日進藤に御紋章旗を与えた土方久元邸を訪問して顛末を報告し、知事の更迭を実現するまで一步も仮借する勿れとの激励を受けた（九月十五日付報知新聞）。ついで十五日には山本権兵衛首相

(不在のため山内一次書記官長)、原敬内相、水野鍊太郎内務次官、井上友一神社局長を訪い、さらに渡辺千秋宮相、奥田義人文相らをも訪うて陳情した。陳情のために携えた左の覚書には、青年会から見た本件の問題点が尽くされている。

一、本年六月中県下仙北郡峰吉川村進藤繁吉氏ハ明治大帝遙拝殿ヲ奉建シ之ガ式典ヲ挙ゲタルニ対シ、神社法ニ違反スル旨ヲ以テ籬ヲ繞ラシ、村民学生ノ参拝ヲ禁ズベシト命ジタルハ、法規ヲ曲解シ、臣民赤子ノ衷情ヲ沮隔シ、我国民性ニ多大ノ悪影響ヲ及ボスモノ也

二、遙拝殿ニ奉戴シテ御霊代トセントセシ明治大帝御衣ノ真綿ヲ指シテ毫モ尊崇ノ価ナント放言セルハ我国古来祭神ノ風ヲ破壊スル危険思想ニアラズヤ

三、土方伯爵ノ遙拝殿御神体トナスベシト進藤氏ニ与ヘタル御紋章旗(明治大帝ノ伯爵ニ賜フトコロ)ニ対シ、何等ノ敬意ヲ払ハザルハ勿論、名尾内務部長及知事ヲ曲庇スル輩ハ、不用ノ物品ナリト放言セルガ如キハ我国風ニ関スル由々敷大事ナリ

四、知事ニ対スル県民ノ批難攻撃漸ク盛シナラントスルニ及ビ秋田市青年会ハ委員ヲシテ知事ノ自ら遙拝殿ニ参向シテ平和ノ問ニ解決ヲ与フベシト忠告セルモ、公務ノ多忙ニ言フ仮り却テ冷笑的態度ヲ以テ迎ヘタルハ全く誠意ノ欠如ヲ表明セルモノナリ

五、九月七日秋田市青年会主催ノ下ニ県民大会ヲ秋田市凱旋座ニ開クヤ、所在警察ヲシテ郡部ノ出席ヲ妨ゲシメ、却テ知事曲庇ノ一派ハ多数ノ暴漢ヲ率ヒ来リ主催者ノ「開会之辞」未ダ終ラザルニ壇

上ニ躍リ暴行ヲ恣ニスルモ多数臨監ノ警官ハ毫モ制止セズ、寧ロ其暴行ヲ自由ナラシメタル觀アリ、
 会衆ノ攻撃紛擾漸ク盛シナラントスルヤ秋田署長上山警視ハ突如解散ヲ命ジタリ、之レ自己ノ職責
 ヲ曠フスルハ勿論、言論集会ノ自由ヲ奪ヒ、唯ダ知事擁護ニ専ラナル非立憲的暴圧ニアラズヤ

六、次デ市青年会員及郡部青年代表者ハ市内富貴見楼(大会準備事務所)ニ会合シ此問題ニ深キ關係ア
 ル進藤繁吉氏ヲシテ事件ノ経過及知事トノ交渉顛末ヲ報告セシメシガ、警官ハ之ヲモ公安ヲ害スル
 モノトシテ集会言論ヲ禁止シタリ

七、列席者ハ更ニ茶話会ヲ開催シ当時来県中ノ福本誠氏ヲ聘シテ一場ノ學術講話ヲ聴カントシ、同氏
 ハ講壇ニ上ボリ「敬神尊皇ハ建国ノ要素」ナル話題ヲ掲グルヤ、其ノ未ダ一語ヲモ述ベザルニ警官
 ハ中止ヲ命ジ多数ノ巡查ヲシテ会員ヲ場外ニ散ゼシメタリ

以上ノ事實ハ我國民ノ尊皇愛國ノ精神ヲ沮害シ、風尚教育ノ上ニ恐ルベキ影響ヲ及ボスハ勿論、自
 己ノ曲非ヲ擁ランガ為メニ猥ニ官權ヲ弄シテ言論集会ノ自由ヲ奪ヒ、却テ兇暴ノ徒ヲシテ白昼公然狼
 藉ヲ敢テセシム、今ヤ秋田県下ニ於テ本問題ニ関シテハ全ク言議集会ノ自由ヲ得ズ、茲ニ代表者ヲ出
 京セシメ一県民論ノ存スルトコロヲ陳ゼシメントス

大正二年九月

秋田県民大会⁽¹³⁾

秋田県の問題はここに政府の処理すべき問題となつた。政府は、この知事弾劾の直訴をどうさばき、
 問題の発端たる遙拝殿に対していかなる指示をしたであらうか。

内務省は秋田県民大会の陳情対処のため、急ぎ秦知事の上京を命じた。そして九月十五日、水野次官は陳情委員に会った後、知事の報告を聞き、詮議の上内務省の態度をきめることにした。内務省としては紛争の発端はごく簡単な事柄であったとみ、その簡単な事柄が全県を揺がす大紛争に拡大したのは、政党争いに転化してしまったからであると判断した。そして、今回の措置によって根本的弊害の剪除を期したと報道されている（九月十七日付秋田魁）。その具体的内容は不詳であるが、ただつぎの三点は明らかになっている。

まず、遙拝殿に対する内務省の態度は、すでに去る八月上旬進藤繁吉が憤然上京したさい神社局によって示された。神社にせよ遙拝殿にせよ、これを創立建設する場合には神社法によらなければならぬのは勿論ながら、本社にあたる明治神宮がまだ奉建されていない今日においては、遙拝殿として出願するも許可の方途がないゆえ、むしろある時期まで願書の下げ戻しをうけておく方がよいだろう、というのが神社局の見解であった。進藤はこの応答に満足して帰郷し、早速提出済みの願書の却下を申請したのであった。今回の神社局の態度も基本的には右の姿勢を踏襲していることは、(A)「遙拝殿は本社ありて始めて許可すべきもの明治神宮の未だ建設されざる今日其の建設許可されぬものなり」という神社局長の意見に徴して明瞭であるが、さらに(B)「先帝の尊靈遙拝殿の如きは法文に拘泥せず県民の赤誠を察し円満の処置をなすべきなり」（九月十七日付秋田魁）とのコメントが付けられている。これは本件の処置法に対する内務省の基本的な考え方を表明するものとして、とくに注目を要す

る点である。

右の(A)、つまり明治天皇遙拝殿設立に関する内務省の法解釈は、秦知事の進藤村長に対する指示とかなり食い違っている。その分だけ知事の行政指導は誤りをおかしたことになる。また(B)は、八月十八日の秋田市青年会代表との会見において知事が自ら言明したところであるけれども、七月十九日の進藤との会見では、知事が法文に拘泥して県民の至誠を汲まないかの印象を与える態度に出たことは、各新聞によって詳細に報道され、周知の事実になっている。ここにも知事側のミスがあった。さらに、この事件に関連して自由な言論を不当に抑圧したという事実に至っては、よしんば知事自身としては欲するところではなかったとしても、その責任を全くまぬがれうるものではなかったと考えられる。

ここにおいて知事の更迭が話題に上ることが予想されよう。秋田県民大会の陳情の趣旨も詮ずるところ秦知事排斥にあった。また伯爵土方久元も県民大会代表に対して、「かかる知事はひとり秋田県といわず、日本全国何れの県にても知事たらしむるべからず、自分は今は政治上に関係なきも又多少の考えなきに非ず」(九月十五日付報知新聞)と強調したことが想起される。果たせるかな、秦知事は翌大正三年四月二十八日付⁽¹⁴⁾をもって徳島県知事に転任となり、さらに翌大正四年一月八日付で休職を命ぜられている。ただちに休職となるほどの大きな失政ではなかったにせよ、内務官僚としては大きい黒星であって、将来のあるエリート官僚も出世コースの途中で挫折する悲運に見舞われたのである。⁽¹⁵⁾これが第二点である。

明治神宮は先述のごとく大正九年十一月に奉建された。その前後に明治天皇を配祀した神社が外地に続々創建されたことにもふれた。しかるに峰吉川村の遙拝殿は創立を認められなかった。崇敬者側に遠慮という気持もあったと思われ、また県庁の側でも当分の間遠慮させたためであろう、しばらく許可申請すら出されなかったのである。しかし、遙拝殿ではなく神社創建の申請が大正十三年以降提出され始めても、許可は容易に下りなかった。神社創立に対する枠がきびしかったことは事実であるが、村内に一社もないことを願うとき、喧嘩両成敗的な措置がなされたことを知ることができる。これが第三点である。

(五) 明治天皇遙拝殿の転身

大正十三年八月、神社創立許可申請が提出された時、遙拝殿を神社の名称に変えただけではない、基本的な手なおしを加えられていた。すなわち申請は、大正二年六月二十五日に遙拝殿に合祀されたことになっていた進藤家の氏神神明社（祭神天照大神）を公認の神社たらしめ、村社に昇格を乞い、永く村民の鎮守としようとするものであった。遙拝殿といいながらもともと色濃く存した一村鎮守の性格を強調し、明治天皇遙拝殿の性格はこれを潜在せしめるといふ、手なおしを加えられているのである。しかし、この申請は、神社としての条件が具備していないとの理由で、詮議にならずそのままち捨ておかれた。

ついで、三年後の昭和二年十一月申請を出したが同様の結末となり、さらに翌昭和三年九月、三度目の申請を提出したが、前二回と同じ結果をみるのみであった。その後長く申請は中断された。

ところが昭和十五年四月に至り、皇紀二千六百年記念として村社創建を期し、さきに通牒のあった趣旨に基づいて諸要件を整備することを条件に、村長武藤寅松、例の進藤繁吉(改名して作左衛門を称す、ほか百三十九名の連署をもって申請書を出した。この申請はついに許可された。時に昭和十六年二月二十六日、大正二年の遙拝殿創建出願より数えて二十八年を経過している。ただし、村社列格はすぐには認められず、したがって無格社神明社として神社明細帳に登載されたのである。進藤は許可書の届く二日前の三月一日、おそらく公認の速報に満足しながら、七十三年の波瀾に富んだ一生を終えた。

それでは、公認をえない二十八年の間どうしていたかという点、峰吉川村が刈和野村から分村した五月十三日(16)を例祭日として、毎年祭典を執行し、進藤家の私祭神祀ながら一村鎮守のごとき取扱いであった。のみならず境内の整備も進んだ。まず、大正三年から五年にかけて大正天皇踐祚記念として境内の前面が整備造営され、春は桜見、秋は紅葉狩の村民遊園地となった。そして大正四年その一角に峰吉川村独立記念碑が建てられ、同じ日境内の隅に忠魂碑が建立された。記念碑の額は首相大隈重信、撰文は内相大浦兼武、忠魂碑の題字は陸軍大將川村景明のもの、進藤村長の執念や思うべしである。さらに大正七年八月十三日には、かつて進藤に御紋章旗を転贈した伯爵土方久元がこの地を踏んで、昭憲皇太后下賜の磁製御器を明治天皇遙拝殿に親しく奉納するという挙があった(創立許可申請書

添付調書。これらは、進藤の創建した神道施設が非公認ながらその社会的生命を生成発展せしめていた証左となしえよう。

さて、神社創立の条件を満足させるため、進藤家の私有に属していた境内七百六十八坪の寄付手続きを了し、四千五百円（うち村費負担二千円）をもって拝殿ならびに手洗舎を建設し、さらに村費からの寄付をもって基本財産三千円を蓄積することにした。実はこの時、既設の本殿（これこそが明治天皇遙拝殿であり、したがって多分に拝殿的であった）を二間四方から二間×四間に増改築して拝殿となし、その後方に新たに七尺四方の本殿を建設したのである。こうして本殿・拝殿・手洗舎・鳥居（既設）・境内・基本財産という、近代の神社法令が指定する要件を具備した神社が出現した（昭和十六年二月着工、五月竣工）。ところで本件神明社の場合注目すべきことは、本殿のさらに後方に一間四方土蔵造りの宝物庫が存することである。この宝物庫は旧本殿の時代からあり、旧本殿をその構造および機能からみて端的に拝殿と規定するならば、それに対してまさに本殿と称すべきものであった。ここに例の御紋章旗および磁製御器が奉安されている。したがって、ふつうあるような社殿付設の宝物庫ではない。台帳面の本殿を仮の本殿とするなら、その奥殿にあたる宝物庫こそ真の本殿といわなければならない。明治天皇遙拝殿がもともと一村鎮守の性格をもち、この性格が強調されて無格社神明社が成立したのであるけれども、なお遙拝殿の性格が根源において維持されているのである。しかも、この二つの性格が矛盾する二面的性格ではなく、何れが前面に出ようとも二にして一のものであることは、真の本

殿における明治天皇・昭憲皇太后と、仮の本殿における天照大神の、神格によって保証されている。

ここに、創建当初から問題にされた遙拝殿の概念と神社の概念の未分化（もしくは混乱）が維持されているものとみなしえよう。未分化の状態こそ進藤らによってむしろ庶幾された状態と考えられ、さればこそその維持がはかられて、進藤の私祭に属していた三社のうち、祭神の神格ゆえこの目的を達しやすい神明社が正式に登場することになったのである⁽¹⁷⁾。

昭和十六年三月三日、峰吉川村長は二月二十六日付内務大臣の神明社創立許可書（神祇院一六秋総五号）と同封で秋田県学務部長の指令書（秋収学七九四号）を受けとった。それには、左記の条件を整備した上でさらに稟請したならば、村社昇格の詮議がなされる見込みであると記され、

一、境内および建造物を予定のように整備し、これらを神社財産登録台帳に登録の上、その写しならびに図面もしくは写真を添付すること、

二、基本財産は予定通り金三千元以上造成し、神社名義をもって郵便貯金または確実な銀行に預入れ、その現在高証明書を添付すること、

三、創立許可後二カ年度間の社費負担の実績とその資料原本、収支決算書、および昇格実現後の収支予算書写しを添付すること、

四、鎮座地に近接する地域の氏子または崇敬者たるべき二百名以上の者が、将来毎年社費を負担すべき申合書とその徴収方法を添付すること、

の四条件が列記されていた。要するに、創立許可申請書が約束したことが実現されているかどうか(二と三)、許可後二カ年間の財政状態はどうか(三)、昇格後の財政が満足以運営される保証があるか(三と四)、以上三点を確認した上で昇格を許可される含みをもって、とりあえず昇格のことは詮議保留となっているのである。

かくて二年余り後の昭和十八年八月二十六日、条件具備を示す証拠書類を揃えて、内務大臣へ村社列格を出願した。そこでは峰吉川村全村戸数二百五十六をもって氏子戸数としている。そして、神社予算決定後氏子負担額を村民税を基準として各部落に割当て、部落会長は部落常会にはかつて各自の割当額を決定し、これに篤志寄付を加え取りまとめて神社に納付する、という徴収方法もみえ、また氏子負担一戸当り一円その計二百五十六円のほかに、村からの寄付五百円、という収入予算も示されている。かくて翌十九年十一月二十日付をもって村社に列せられた(神祇院一八秋六号)。

村社列格指令書を同封した秋田県内政部長の十二月十三日付通牒(秋取学一三〇五号)は、村社神明社を神饌幣帛料を供進しうべき神社に指定したことを報じた。そして、戦局苛烈の度を加え、物資また欠乏を告げるさ中であつたにかかわらず、本殿の屋根が亜鉛引鉄板(つまりブリキ)葺であるのを檜皮など本殿にふさわしい材料をもって葺きかえることを指示し、村よりはなるべく多額の公費を供進しかつ氏子崇敬者からも負担金を奉納させることにより神社経営を一層円滑ならしめ、近い将来には専任神職をも奉仕させて一層神威の発揚を期すべきことを令した。

神饌幣帛料を村から供進しうることを知事によって指定されるのは、村社以上の社格を有する一村の中心的な神社にして始めて可能であった。したがってここに至る経過は、もと進藤家の私祭神祠にすぎなかった神明社が、まず公認神社となり、ついで村社列格を許されると共に、かねてからの峰吉川村の鎮守的性格を公認されたことに外ならず、ここに神明社の鎮守成りが完成したということができよう。時に昭和十九年も末に当り、太平洋戦争の敗色すでに濃く、間もなく終戦を迎えることになる。すなわち、近代日本の舞台がまさに暗転しようとしていた時、漸く神明社の鎮守成りが形式を整えたのであった。

一村の鎮守になりえた神明社は、もと明治天皇遙拝殿として奉建された。これは明治末年から大正初期にかけて地方行政の指導理念とされた「神社中心説」を一つの支柱とし、大正元年の初めから澎湃として全国を覆った明治神宮創建の世論をもう一つの支柱として、国家神道の法制的整備がなされた時期に出現した。しかし遙拝殿創建が政争の波間に水没するや、遙拝殿のかくれた側面である神明社の公認を求めるといふ形で運動が展開されたのであった。遙拝殿の性格は神明社の内に温存されたこととは前項で指摘したが、公認の後、昭和十八年五月に拝殿の内に進藤家同仁会の寄付金二百円をもって明治天皇遙拝所が設けられたことは、直接には土方久元が書き与えた扁額の処置であるが、あわせて潜在的性格の発揚としてとくに注目されるのである。なお、進藤なきあと昇格運動等のリーダーシップはその嫡孫によってひきつがれた。⁽¹⁸⁾そして小桃院殿⁽¹⁹⁾独立半仙居士の靈位と化した進藤は、峰吉川

駅近くに建てられた半仙神社に祀られている。

結

秋田県峰吉川村の明治天皇遙拝殿の場合は、県知事を更迭させるまでの全県の問題となったのと、単なる住民感情にとどまらぬむしろ国民感情というべき規模の情動性をもったため、政府（内務省）は官僚的合理主義を住民感情と妥協させる道を選んだといえる。しかし一般に、神社が土地の住民感情と結びつく程度が大きいだけ、内務官僚の合理主義と食い違い、しばしば拮抗することになった。それは神社祭祀・祭式にも現われている。

神社祭祀は最高の祭司であり現人神でもある天皇の祭祀、つまり皇室祭祀を基準として構成されていた。皇室祭祀の主要な内容と形式は明治四十一年の皇室祭祀令（皇室令第一号）で確定し、大正三年に至って神宮祭祀令（勅令第九号）と同日付で官国幣社以下神社祭祀令（勅令第十号）が発せられ、ここに宮中―神宮―官国幣社―府県社以下の祭祀の規模と種類が体系的に確立した。これによると、神社祭祀は大祭・中祭・小祭に分けられ、大祭は祈年祭・新嘗祭・例祭・遷座祭・臨時奉幣祭、中祭は歳旦祭・元始祭・紀元節祭・天長節祭・神社に特別の由緒ある祭祀であり、それ以外の祭祀はすべて小祭とされた。明治神宮の造営が外苑を含めて完成したのを承けて、昭和二年十月には中祭に明治節祭

が追加された。かくて全国津々浦々の大小の神社は、十一月三日の一日だけではあるにせよ、明治神宮遙拝殿の機能を与えられた。また神社祭祀令の公布当時から中祭とされた天長節祭は、その日一日だけの今上天皇遙拝殿の機能を神社に与えたことも、併せて注目されてよい。

祭祀の大中小の差は祭式の鄭重度の差を示している。大正三年の官国幣社以下神社祭式(内務省令第4号)によれば、小祭には本殿の扉を閉じたまま供饌・祝詞奏上・玉串奉奠・拝礼が行なわれるのに対して、中祭には本殿の扉を開いて供饌から撤饌までの式を行ない、大祭では幣帛供進使による奉幣がこれに加わる。幣帛供進使として、府県社以下の社格により知事、郡市長、町村長が参向した。

集落神社には地域の生活の中から生み出された大小さまざまな祭りがある。この中で例祭は大祭に、その他特別に由緒のある祭祀は中祭に位置づけられ、小祭をも加えるなら既存の祭りはことごとくその所をえたのであるが、それと引きかえに、これまで全く関係のなかつた祭祀がいくつも大祭もしくは中祭として執行を要請されることになった。もし文字通り氏子を集めて祭祀が執行されるのなら、神社ごとに日の異なる大祭・中祭の祭日には、上は宮中・神宮から下は全国いたるところの神社で同じ祭典が執行されたはずであるが、事実はこのプランと異なつて、集落神社では氏子は集まらず、神職だけの祭典となつた。

神社の祭祀様式にはもと神社により祭りによりそれぞれ特色があつたが、祭式が画一的に定められた結果、官製の祭典と固有の習俗的祭典との二重構造ができ上がった。官製の祭式・祭式によって国

家神道の統一的形態は貫徹されたが、反面、氏子の自発的参加を喚起しえない形だけの儀式となったのである。

このような神社をめぐる住民感情と、神社行政を担当する内務官僚の形式的合理主義の背反は、昭和十年代の国家意識が昂揚した時代には潜在する傾向を示したが、両者の食い違いが根本的に解決されるためには、第二次大戦終結直後のGHQによる「神道指令」と、それにつぐ天皇の「人間宣言」をまたねばならなかった。こうして、神社は官僚的合理主義によって修正を強いられることはなくなった。そして問題の焦点は、新来住者の大量流入による住民感情の分裂という大都市近郊に特徴的な新たな事態に、また、集落レベルの神道指令というべき「町内会・隣組等による神道の後援及び支持を禁止する通牒」(昭和二十一年十一月)への違反事例という、信教の自由に関する問題へと、移ってゆくのである。

注

- (1) 千葉正士『祭りの法社会学』弘文堂、昭四五、二四一—二四二頁。
- (2) 森岡清美「明治末期における集落神社の整理——三重県下の合祀過程とその結末——」『東洋文化』四〇号(昭四一・三)、一一五〇頁。同「明治末期における集落神社の整理——その全国的経緯——」東京教育大学文学部『社会科学論集』一六号(昭四四・三)、一一—一八頁。
- (3) 村上重良『国家神道』岩波新書、昭四五、一八二—一九二頁。

- (4) 内務省神社局『明治神宮造営誌』昭五。
- (5) 『神宮建設と基督教徒』『全国神職会々報』一六八号(大1・10)、七三―七四頁。
- (6) 河野省三『明治神宮に就いて』『全国神職会々報』一六七号(大1・9)、一七―二五頁。
- (7) 『秋田県史・資料大正昭和編』秋田県、昭三七、八四三―八四四頁。
- (8) 杉山四五郎は旧新発田藩士の出、明治二十七年東京帝国大学法科大学政治学科卒。高知県知事より大正二年六月一日内務省衛生局長となり、翌大正三年四月二十八日依願免本官、同六年十二月内務省衛生局長に返り咲き、同八年四月新設の関東庁事務総長となり、同十年六月宮崎県知事に転じた(『歴代頭官録』)。
- (9) 加藤玄智『明治天皇御物奉祀の神宝神社』『明治聖徳記念学会紀要』五二卷(昭一四・九)、一―一四頁。
- (10) 加藤玄智の調査によれば明治天皇の生祠にはつぎのものがあつた。

| 名称 | 所在 | 生祀年時 | 縁故 | 神体 | 形體 | 合記 | 関係高官 |
|----------|-------------------|--------|---|-------------|-------|----|-----------------|
| 明治神社(私称) | 宮城県石巻 小西九兵衛邸内 | 明治九年 | 明治九年天皇東北巡幸の初、松島回覧の御用船を献上し、使用後そのまま下賜された。 | 幣束 | 小祠 | 皇后 | 高辻修長 |
| 明治遷拜殿 | 長野県上伊那郡小野村矢彦神社境内 | 明治二十年 | 明治十八年天皇畷島行幸の途次、小泉邸に休憩。 | 小石二個 | 小祠 | 皇后 | 土方久元 |
| 明治遷拜殿 | 長野県上伊那郡小野村矢彦神社境内 | 明治二十六年 | 明治二十四年、矢彦神社建管材を、木曾御料林から伐り出すことを聴許された。 | 品川弥二郎に下賜の石鏡 | 小祠 | 皇后 | 品川弥二郎、土方久元、丸山作楽 |
| | 広島市榎町 辻本寅吉邸内 | 明治二十九年 | 日清戦争で大本営が広島に置かれたり、井口竜顔を営す。 | 御真影掛軸 | 邸内神殿 | 皇后 | |
| | 姫路市同心町 井口巳之吉邸内 | 明治三十七年 | 明治三十六年姫路市にて大観兵式あり、井口竜顔を拝す。 | 御真影掛軸 | 邸内神殿 | 皇后 | |
| | 富山県泊町 野田健造邸内 | 明治三十七年 | | 御真影掛軸 | 邸内奉安殿 | 皇后 | |

秋田県下の遙拝殿二件は、右の調査が行なわれた大正末、昭和初めには峰吉川の遙拝殿のあおりをくって名称を変更したのか、それとも調査もれを来すような他の事情があったためか、脱落している（加藤玄智『本邦生祠の研究——生祠の史実と其心理分析——』明治聖徳記念会、昭七、一二―四三頁）。

(11) この扁額は現在、神明社の拝殿内部の祭壇の上に掲げられている。明治天皇遙拝所、大正二年八月九日、八十一翁、正二位久元、と読める。

(12) 辻兵すなわち辻兵吉とは、秋田市の素封家で政友会に所属した。大正二年九月四日付報知新聞には、品性上とかくの風評あり、つとに県民一統の輿感を買っている人とのコメントがある。

(13) 目黒雨峯「秋田県の遙拝殿問題」『全国神職会々報』一七九号（大二・九）、一二―一四頁。

(14) 小林郡長に明治天皇御衣の真綿を分贈した杉山四五郎は、同日付で内務省衛生局長を依願免本官となっている。

(15) 秦は休職直後政治家に転身した。すなわち、立憲政友会に所属して、大正四年の第一二回衆議院総選挙から連続七回当選し、昭和六年には大義内閣の拓務大臣にまでなった。

(16) 実は八月十三日が分村記念日であったが、暑い盛りであるので三月くり上げて五月十三日を例祭日とした（進藤正一郎氏談）。

(17) 神明社の創建が許可されたあと、神託によって同座の天満宮、神明社、竹生島神社を分離することになり、もと小桃山にあった茅葺きの小堂を大正公園の登り口に移して天満宮（天神社）とし、竹生島神社（弁財天）は峰吉川小学校近くの個人所有地に移し、神明社は進藤邸に移して屋敷神としたという（進藤正一郎氏談）。そうすると、神社創立申請書にあるような、進藤家の氏神神明社を公認の神社とするというところは表向きの説明に過ぎず、この神明社の正体は御紋章旗および磁製御器を神体とするミニ明治神宮であった、といわなければならない。

(18) 進藤の嫡子正は父のあとを襲って村長の任にあったが、進藤よりも早く昭和十年に死亡した。嫡孫正一郎は昭和十八年から村長になった。

(19) 大正七年八月十三日土方久元が峰吉川の明治天皇遙拝所に照憲皇太后御物を奉納したさい、遙拝所裏手の小高い丘を小桃山と命名した。進藤はその死の前年、昭和十五年土方の遺徳を讃える小桃山碑を現地に建て、その周囲に桃の木を植えた。小桃の院殿号は小桃山の名に由来するのであろう。

(20) 進藤の尽力により、昭和五年信号所が昇格して峰吉川停車場(奥羽本線)の新設開業をみたのち、駅前に小さな集落が成長していった。峰吉川から出てきた二三男が多かった。進藤の功勞を記念するため集落名をその号をとって半仙とし、また昭和十年頃峰吉川の神明社を勧請して小祠を創建したさい、これを半仙神社(半仙堂ともいう)と名づけた。もちろん非公認社であつて、社地は秋田市の資産家辻兵吉の所有である。進藤家では半仙が政治活動に金をつぎこんだため、昭和八年頃山林五百町歩を辻兵吉に売却した。この社地もも進藤家の所有であつたはずである。

〔附記〕 本稿のうち二、明治天皇遙拝殿問題は、峰吉川村出身の秋田大学教育学部学生であつた佐々木悦子さんの協力をえて資料を集め、『創文』(創文社機関誌)七三、七四、八〇、八一号に昭和四十四年から五年にかけて連載したものを骨子とする。そのうち文部省科学研究費特定研究『近代化』(代表者唐沢富太郎教授)に参加したさい、本稿の全体を書き上げた。さらに昭和四十七年九月故堀一郎教授を代表者とする総合研究の一環として山形県鶴岡市湯野浜の調査を実施したあと、単身峰吉川を訪れ、進藤半仙翁の嫡孫正一郎氏に面会することができ、神明社、大正公園、小桃山に案内していただいて、新聞の切り抜きで頭に描いてきた現地を具さに踏査することができたのみならず、峰吉川駅から峰吉川への道の傍にたまたま半仙堂も見出すことができた。こうして得た現地資料を補充して、改訂を加えたのが本稿である。

峰吉川を訪れた年の十月某日、私は正一郎氏から一通の封書を頂戴した。差し上げた『創文』所載拙稿に対する過分の謝辞と、神明社前で撮ったスナップに対するお礼が記され、末尾に、当地駅前進藤果樹園からりんごを送ったとのこと。果樹園は祖父(半仙)の弟の四男のもので、もぎたてのおいしいのをお目にかけて、と書き添えられていた。私は、進藤家の家風ともいふべき義理がたさに感銘すると共に、研究がとり

神社をめぐる住民感情と官僚的合理主義

もつ縁の不思議さを思ふた。日ならずして、りんごの芳香に酔いながら、峰吉川への郷愁にも似た感慨に浸ったのであった。

(一九七五・七・六)